

平成 24 年経済センサス-活動調査の概要

1 調査の目的

経済センサス-活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的として新たに創設された統計調査です。

2 調査日

平成 24 年 2 月 1 日

3 調査対象

全国すべての民営事業所及び企業

(農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除きます。)

4 調査の方法

(1) 調査員調査

- ア 対象 単独事業所 (ただし、(2)における特定の単独事業所を除きます。) 及び新設事業所
イ 方法 調査員が調査票の配布・回収を行いました。または、調査員が調査票を配布し、市区町村が郵送により回収を行いました。

[総務省・経済産業省—都道府県—市区町村—統計調査員—調査事業所]

(2) 郵送調査及びオンライン調査

- ア 対象 複数事業所を有する企業、特定の単独事業所及び新設事業所
イ 方法 下記の 3 区分により市区、都道府県、総務省及び経済産業省が本所事業所に対して郵送により調査票の配布・回収を行いました。なお、希望する事業所に対しては、郵送により調査票を配布し、オンラインにより回収を行いました。

(ア) 市区による調査

同一市区内に全事業所を有する従業者数 30 人未満の企業の事業所 ((ウ)に掲げるものを除きます。)

[総務省・経済産業省—都道府県—市区—調査事業所]

(イ) 都道府県による調査

同一都道府県内に本所及び支所となる事業所の大半を有する従業者数 30 人未満の企業の事業所 ((ア)及び(ウ)に掲げるものを除きます。)

[総務省・経済産業省—都道府県—調査事業所]

(ウ) 総務省及び経済産業省による調査

複数の都道府県に本所及び支所となる事業所を有する企業の事業所

従業者数 30 人以上の企業の事業所

総務大臣及び経済産業大臣が定めた事業所

東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として

総務大臣及び経済産業大臣が定めた調査区内の単独事業所及び新設事業所

[総務省・経済産業省一調査事業所]

5 調査事項

(1) 事業所に関する事項（全産業共通）

名称及び電話番号、所在地、従業者数、開設時期 等

(2) 事業所に関する事項（産業別）

<農業、林業、漁業> 農業、林業、漁業の収入の内訳

<鉱業、採石業、砂利採取業> 鉱業活動に係る費用、生産数量及び生産金額

<製造業> 有形固定資産、製造品出荷額、在庫額

<卸売業、小売業> 年間商品販売額、商品手持額、売場面積

<サービス業> サービス事業の収入の内訳、施設・店舗等形態

<医療、福祉> 医療、福祉事業の収入の内訳、事業所の形態 等

(3) 企業に関する事項（全産業共通）

経営組織、売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳、主な事業の内容、決算月 等

(4) 企業に関する事項（産業別）

<建設業> 業態別工事種類、建設業許可番号

<金融業、保険業> 事業種類 等